

山梨県公報

第三百八十二号

令和五年

六月一日

木曜日

目次

告示

- 簡易な手続により提供することができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示……………三六三
- 指定納付受託者の指定……………三六三
- 道路の供用開始(二件)……………三六三
- 随意契約の相手方の決定について(二件)……………三六四
- 寄附金の収納事務の委託……………三六五
- 令和五年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度……………三六五
- 開発行為に関する工事の完了について……………三六五
- 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………三六六
- 教育委員会
- 山梨県立特別支援学校学則の一部を改正する規則……………三六六
- 令和六年度山梨県公立高等学校入学者選抜の基本事項について……………三六六
- 令和六年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科創造工学科入学者選抜の基本事項について……………三六九
- 令和六年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科建築科入学者選抜の基本事項について……………三七一
- 落札者の決定について……………三七二

告示

山梨県告示第百五十五号

簡易な手続により提供することができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年六月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

簡易な手続により提供することができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務

の名称等の一部を改正する告示

簡易な手続により提供することができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等(令和五年山梨県告示第百十号)の一部を次のように改正する。

本則第一号の表二の項中「第一次試験に係る教養試験・専門試験の得点、合計得点及び順位(最終選考結果発表前においては、不合格者に係るものに限る。)」並びに第二次試験に係る論文試験の得点、人物試験の得点、合計得点、最終合計得点及び順位を「試験種目別得点、総合得点及び順位」に改める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

山梨県告示第百五十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和五年六月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地 コミュニティ・ネットワーク株式会社 東京都文京区本郷三丁目十九番二号B Hビル
- 指定納付受託者に納付させる歳入 寄附金歳入(インターネットを利用して納付する山梨県富士山保全協力金に係るものに限る。)
- 指定納付受託者が納付の対象とするクレジットカードの種類 次に掲げるブランドマークが付されたクレジットカード
1 Mastercard
2 VISA
3 JCB
4 ダイナースクラブ
5 ANEX
- 指定納付受託者に納付させる期間 令和五年六月一日から同年十月十一日まで

山梨県告示第百五十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和五年六月二十二日まで一般の縦覧に供する。

令和五年六月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	道路の種類	道路の種類	道路の種類
	山梨市停車場線	山梨市上神内川字藁塚二〇番七地先から	山梨市上神内川字古宮一三五番七地先まで
区間	山梨市上神内川字古宮一三四番三地先まで	山梨市上神内川字古宮一三五番九地先から	山梨市上神内川字古宮一三四番三地先まで
延長 (メートル)	一四六・五	四五・九	二〇〇・九
供用開始の 期日			令和五年六月二日

山梨県告示第百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和五年六月二十二日まで一般の縦覧に供する。

令和五年六月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	道路の種類	道路の種類	道路の種類
	桐原藤野線	上野原市桐原字河渡四九三〇番四地先から	上野原市桐原字河渡四九一六番
区間			
延長 (メートル)	三六・八		
供用開始の 期日			令和五年六月一日

公 告

● 随意契約の相手方の決定について
次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和五年六月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 随意契約に係る役務
 - (一) 名称 山梨県情報ハイウェイ運用保守管理業務委託
 - (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属
 - (一) 名称 山梨県総務部情報政策課
 - (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日 令和五年四月一日
- 四 随意契約の相手方
 - (一) 名称 株式会社デジタルライアンス
 - (二) 住所 山梨県甲府市北口二丁目十二番一号
- 五 契約金額 一億三百二十五万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 随意契約によることとした理由 山梨県が整備した光ファイバ網貸付契約の相手方であるため（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号該当）。

● 随意契約の相手方の決定について
次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

二地先まで

るものである。

令和五年六月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 随意契約に係る役務

(一) 名称 山梨県財務会計システム維持管理業務委託

(二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

(一) 名称 山梨県総務部情報政策課

(二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 随意契約の相手方を決定した日 令和五年四月一日

四 随意契約の相手方

(一) 名称 日本電気株式会社

(二) 住所 東京都港区芝五丁目七番一号

五 契約金額 三千三百五十万六千円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 随意契約によることとした理由 山梨県財務会計システムの開発業務の受託者であるため（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号該当）。

● 寄附金の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第二項の規定により、次のとおり寄附金の収納事務を委託した。

令和五年六月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 委託の相手方 東京都文京区本郷三丁目十九番二号B Hビル コミュニティ・ネットワーク株式会社

二 委託に係る寄附金 山梨県富士山保全協力金

三 委託の期間 令和五年六月一日から同年十月十一日まで

● 令和五年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、令和五年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次のとおり公表する。

令和五年六月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

同一の単位とされる保安林皆伐面積の限度

甲府地区水源かん養保安林	一、五五二・四八ヘクタール
甲府地区土砂流出防備保安林	一四五・四六ヘクタール
甲府地区保健保安林	三・三六ヘクタール
笛吹川水源かん養保安林	一、一三・九三ヘクタール
笛吹川土砂流出防備保安林	一〇七・四四ヘクタール
笛吹川干害防備保安林	〇・七二ヘクタール
鰍沢地区水源かん養保安林	一、六六〇・三一ヘクタール
鰍沢地区土砂流出防備保安林	一五五・〇三ヘクタール
鰍沢地区干害防備保安林	八・九〇ヘクタール
鰍沢地区保健保安林	一・五六ヘクタール
韮崎地区水源かん養保安林	一、一三一・〇一ヘクタール
韮崎地区土砂流出防備保安林	五一九・四五ヘクタール
多摩川上流水源かん養保安林	七二四・〇九ヘクタール
多摩川上流土砂流出防備保安林	一八・七二ヘクタール
相模川中流水源かん養保安林	一、〇五一・三〇ヘクタール
相模川中流土砂流出防備保安林	一四〇・九八ヘクタール
相模川上流水源かん養保安林	一二〇・五二ヘクタール
相模川上流土砂流出防備保安林	一七〇・四五ヘクタール

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和五年六月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 笛吹市境川町藤壱字八乙女三千五百五十六番七の一部及び三千五百六十五番十三の一部の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東京都八王子市宇津木町二百三十一番地

日本高速道路株式会社 八王子支社 八王子支社長 荒井 靖博

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

令和五年六月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 甲州市塩山熊野字五反田四百四十番三、四百五十番一、四百五十番三から四百五十番五まで、四百五十三番、四百五十三番二、四百五十四番一から四百五十四番三まで、四百五十五番一、四百五十五番二、四百五十七番一、四百五十七番三、四百五十八番、四百五十八番二、四百五十八番三、四百六十番一、四百六十番三、四百六十一番一、四百六十一番三、四百六十二番一、四百六十二番三、四百六十六番一、四百六十六番二、四百六十八番一、四百六十八番二、四百六十九番、四百七十二番一から四百七十二番三まで、四百七十三番一から四百七十三番七まで、四百七十四番一、四百七十四番二、道及び水の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 水路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東建設事務所及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 甲州市塩山上塩後千百番 フルーツ山梨農業協同組合 代表理事 西島 隆

教育委員会

山梨県教育委員会規則第八号

山梨県立特別支援学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年六月一日

山梨県教育委員会

教育長 降 旗 友 宏

山梨県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

山梨県立特別支援学校学則（昭和五十三年山梨県教育委員会規則第十五号）の一部を

次のように改正する。

別表山梨県立甲府支援学校の項、山梨県立あけぼの支援学校の項、山梨県立やまびこ支援学校の項及び山梨県立ふじぐら支援学校の項中「肢体不自由」を「肢体不自由 病弱（高等部に限る。）」に改める。

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

● 令和六年度山梨県公立高等学校入学者選抜の基本事項について

令和六年度における山梨県立高等学校及び甲府市立甲府商業高等学校（以下「高等学校」という。）の全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程の入学者選抜の基本事項については、次のとおり定める。

なお、北杜市立甲陵高等学校の入学者選抜については、別途北杜市教育委員会が定める。

令和五年六月一日

山梨県教育委員会

教育長 降 旗 友 宏

I 全日制の課程における前期募集

一 実施校 すべての高等学校、学科において前期募集を実施する。

二 募集人員 前期募集の募集人員は、募集定員のうち、次の1から4のそれぞれの範囲の中から各高等学校長が決定した比率をもとに、教育委員会が別に定める。

1 普通科については、募集定員の四〇％以内

2 理数科、文理科、英語理数科、探究科（以下「専門教育学科」という。）については、募集定員の四〇％以内

3 職業に関する学科については、募集定員の五〇％以内

4 総合学科については、募集定員の五〇％以内

三 出願資格 前期募集に出願できる者は、次の条件をいずれも満たす者とする。

1 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を令和六年三月に卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を同月に修了する見込みの者

2 当該高等学校を志望する動機や理由が明白・適切であり、各高等学校長が定める「出願の条件」に適合すると自ら考える者

四 出願の制限 出願は、一人一校、一学科に限る。

五 出願期間 令和六年一月十八日（木）（一括受付）、同月十九日（金）の午前九

時から午後四時まで及び同月二十二日(月)の午前九時から正午までとする。

六 検査

1 検査方法 面接のほか、各高等学校長が必要と認める場合は、特色適性検査、特技、個性表現のいずれか(複数可)を併せて実施する。

2 検査期日 令和六年二月一日(木)及び同月二日(金)

七 選抜方法 各高等学校長が定める「選抜資料比重」に基づき、調査書、学習活動及び生活状況に関する所見、面接及び各高等学校長が定める検査の成績を総合判定し、選抜する。

八 入学許可予定者の内定 各高等学校長は、令和六年二月九日(金)に中学校長に、校長あての前期募集選抜結果内定通知書及び受検者あての前期募集選抜結果通知書を交付する。ただし、中学校長が郵便等による交付を希望する場合には、事前に依頼することとする。

九 入学許可予定者の発表 全日制の課程における後期募集の入学許可予定者と併せて行う。

十 全国からの募集 北杜高等学校、韮崎高等学校、韮崎工業高等学校、甲府工業高等学校、農林高等学校、日川高等学校、笛吹高等学校、都留高等学校、甲府商業高等学校では、全国募集を実施する。入試の内容や詳細については各実施校の募集要項に定める。

II 全日制の課程における後期募集

一 募集人員 後期募集の募集人員は、募集定員から前期募集の入学許可予定者として内定された者の数を減じた数をもとに、教育委員会が別に定める。

二 出願資格 後期募集に出願できる者は、次の条件のいずれかを満たす者とする。

1 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は令和六年三月に卒業する見込みの者

2 中等教育学校の前期課程を修了した者又は令和六年三月に修了する見込みの者

3 外国において、学校教育における九年の課程を修了した者又は令和六年三月に修了する見込みの者

4 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者又は令和六年三月に修了する見込みの者

5 中学校を卒業した者と同等以上の学力を有する者として文部科学大臣の指定した者

6 保護者が就学させる義務を猶予又は免除された子等で、文部科学大臣が別に定めるところにより、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

7 その他高等学校において、中学校を卒業し、又は修了した者と同等以上の学力

があると認められた者

三 出願の制限

1 出願は、一人一校とする。

2 前期募集の入学許可予定者として内定された者は、後期募集に出願することはできない。

3 定時制及び通信制の課程と併願することはできない。また、特別支援学校高等部と併願することもできない。

4 志願先高等学校に普通科、専門教育学科、総合学科、職業に関する学科の二学科以上が設置されている場合、次に示す学科間で第二希望まで志望順位を付けることができる。

・普通科と専門教育学科

・北杜高等学校及び笛吹高等学校の普通科と総合学科

・都留興譲館高等学校の普通科と工業科

・青洲高等学校の各学科

5 志願先高等学校に職業に関する二つ以上の小学科があり、小学科別に募集を実施している場合、職業に関する学科を志願する者は、その小学科に第二希望まで志望順位を付けることができる。

四 出願期間 令和六年二月二十日(火)(一括受付)、同月二十一日(水)の午前九時から午後四時まで及び同月二十二日(木)の午前九時から正午までとする。

五 学力検査

1 検査教科及び配点

ア 検査教科は、国語、社会、数学、理科及び英語(リスニング検査を含む。)の五教科とする。

イ 配点は、各検査教科百点とする。ただし、専門教育学科及び普通科のコースの指定については、検査教科の配点を変えて行うことがある。

2 検査期日 令和六年三月五日(火)

3 検査時間 国語は五十五分とし、社会、数学、理科及び英語は各四十五分とする。

六 追検査

1 対象者 新型コロナウイルス感染症等不慮のやむを得ない事情により、学力検査の五教科全て又は一部教科を欠席した者

2 検査方法 学力検査を実施する。検査教科、配点及び検査時間は、後期募集の学力検査に準ずる。

3 検査期日 令和六年三月九日(土)

七 選抜方法

- 1 調査書の記録及び学力検査又は追検査の成績を総合判定し、選抜する。
- 2 判定に当たっては、調査書の記録と学力検査又は追検査の成績を同等に扱う。

八 入学許可予定者の発表 令和六年三月十二日（火）

Ⅲ 全日制の課程における再募集

- 一 実施校及び募集人員 入学者選抜の結果、高等学校において、入学許可予定者が学科の募集定員に満たない場合は、再募集を実施する。募集人員は教育委員会が別に定める。

二 出願資格

- 再募集に出願できる者は、全日制課程における後期募集又は定時制の課程における入学者選抜の学力検査受検者（病気等やむを得ない理由により学力検査を受検することができなかったと志願先高等学校長が認める者を含む。）で、出願時に、県内の公・私立のいずれの高等学校にも合格していない者とする。

三 出願の制限

- 1 出願は、一人一校とする。
- 2 定時制及び通信制の課程と併願することはできない。また、特別支援学校高等部の再募集と併願することもできない。
- 3 志願先高等学校に普通科、専門教育学科、総合学科、職業に関する学科の二学科以上があり、二学科以上で募集を実施している場合、次に示す学科間で第二希望まで志望順位を付けることができる。
 - ・ 普通科と専門教育学科
 - ・ 北杜高等学校及び笛吹高等学校の普通科と総合学科
 - ・ 都留興譲館高等学校の普通科と工業科
 - ・ 青洲高等学校の各学科
- 4 志願先高等学校に職業に関する二つ以上の小学科があり、小学科別に二つ以上で募集を実施している場合、職業に関する学科を志願する者は、その小学科に第二希望まで志望順位を付けることができる。

四 出願期間

令和六年三月十二日（火）の午後一時から午後四時まで、同月十三日（水）の午前九時から午後四時まで及び同月十四日（木）の午前九時から正午までとする。

五 検査

- 1 検査方法 面接のほか、作文又は新たに行う学力検査を実施する。
 - 2 検査期日 令和六年三月十五日（金）
- 六 選抜方法 学力検査又は追検査の成績及び調査書の記録と併せて、再募集に当たつての学力検査又は作文の成績並びに再募集に当たつて実施する面接の結果を総合判定し、選抜する。

合判定し、選抜する。

七 入学許可予定者の発表 令和六年三月十九日（火）

Ⅳ 定時制の課程における入学者選抜

- 一 募集人員 募集人員は教育委員会が別に定める。
- 二 出願資格 全日制の課程における後期募集に準ずる。

三 出願の制限

- 1 出願は、一人一校とする。
- 2 全日制の課程における前期募集の入学許可予定者として内定された者は、出願することはできない。
- 3 全日制及び通信制の課程と併願することはできない。また、特別支援学校高等部と併願することもできない。
- 4 中央高等学校を志願する者は、学科・部にとらわれず、第二希望まで志望順位を付けることができる。

四 出願期間 令和六年二月二十日（火）（一括受付）、同月二十一日（水）の午前九時から午後四時まで及び同月二十二日（木）の午前九時から正午までとする。

五 検査

- 1 検査方法 学力検査及び面接を実施する。
- 2 学力検査の検査教科及び配点
 - ア 検査教科は、国語、社会、数学、理科及び英語（リスニング検査を含む。）の五教科とする。
 - イ 配点は、各検査教科百点とする。
- 3 検査期日 令和六年三月五日（火）及び同月六日（水）
- 4 検査時間 国語は五十五分とし、社会、数学、理科及び英語は各四十五分とする。

六 追検査

- 1 対象者 新型コロナウイルス感染症等不慮のやむを得ない事情により、学力検査又は面接、あるいはその両方を欠席した者（学力検査は一部教科を欠席した場合を含む。）

- 2 検査方法 学力検査及び面接を実施する。学力検査の検査教科、配点及び検査時間は、定時制募集の学力検査に準ずる。

3 検査期日 令和六年三月九日（土）

- 七 選抜方法 調査書の記録、学力検査又は追検査の成績及び面接の結果を総合判定し、選抜する。

八 入学許可予定者の発表 令和六年三月十二日（火）

V 定時制の課程における再募集

一 実施校及び募集人員 定時制の課程を設置する高等学校で、入学者選抜の結果、入学許可予定者が学科の募集定員に満たない場合は、再募集を実施する。募集人員は教育委員会が別に定める。

二 出願資格 全日制の課程における後期募集に準ずる。

三 出願の制限

1 出願は、一人一校とする。

2 全日制及び定時制の課程並びに特別支援学校高等部における入学許可予定者は、出願することはできない。なお、全日制の課程及び特別支援学校高等部における再募集に出願した者は、その入学許可予定者の発表があるまで出願することはできない。

3 通信制の課程と併願することはできない。

4 中央高等学校が二つ以上の学科・部で募集を実施している場合、志願する者は、学科・部にとらわれず、第二希望まで志望順位を付けることができる。

四 出願期間 令和六年三月十五日（金）、同月十八日（月）、同月十九日（火）の午前九時から午後四時まで及び同月二十一日（木）の午前九時から正午までとする。

五 検査

1 検査方法 再募集に当たつての学力検査及び面接を実施する。

2 学力検査の検査教科 検査教科は、国語、数学及び英語の三教科とする。

3 検査期日 令和六年三月二十二日（金）

六 選抜方法 調査書の記録、再募集に当たつての学力検査の成績及び面接の結果を総合判定し、選抜する。

七 入学許可予定者の発表 令和六年三月二十六日（火）

VI 通信制の課程における入学者選抜

一 実施校 中央高等学校の普通科及び衛生看護科

二 募集人員 募集人員は教育委員会が別に定める。

三 出願資格 全日制の課程における後期募集に準ずるほか、山梨県内に住所を有する者であること。衛生看護科については、さらに甲府看護専門学校准看護学科の在学者、卒業者又は入学許可予定者に限る。

四 出願の制限

1 全日制及び定時制の課程並びに特別支援学校高等部と併願することはできない。

2 全日制及び定時制の課程並びに特別支援学校高等部における入学許可予定者

は、出願することができない。

五 出願期間

第一期 令和六年三月十一日（月）、同月十三日（水）及び同月十四日（木）の午前九時から午後四時までとする。

第二期 令和六年三月二十一日（木）、同月二十五日（月）及び同月二十七日（水）の午前九時から午後四時までとする。

六 検査

1 検査方法 面接、作文及び筆記検査を実施する。

2 検査期日 面接は出願時に行う。次の第一期、第二期検査期日に、作文及び筆記検査を行う。

第一期出願期間の出願者を対象とする第一期検査 令和六年三月十五日（金）
第二期出願期間の出願者を対象とする第二期検査 令和六年三月二十八日（木）

七 選抜方法 調査書の記録、面接、作文及び筆記検査の成績を総合判定し、選抜する。

八 入学許可予定者の発表 第一期検査受検者については令和六年三月十九日（火）付けで、第二期検査受検者については令和六年四月四日（木）付けで通知する。

VII 実施要項 詳細については、教育委員会が別に定める「令和六年度山梨県公立高等学校入学者選抜実施要項」による。

VIII 新型コロナウイルス感染症への対応による特別日程への移行 新型コロナウイルス感染症への対応による特別日程の運用については、今後の感染状況に鑑み「令和六年度山梨県公立高等学校入学者選抜実施要項」において定める。

● 令和六年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科創造工学科入学者選抜の基本事項について
令和六年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科創造工学科入学者選抜の基本事項について、次のとおり定める。

令和五年六月一日

山梨県教育委員会

教育長 降 旗 友 宏

I 入学者選抜の基本的な考え方

一 教育目標 山梨県の基幹産業である機械・電子産業の持続的な発展を支え、県内企業において、製品、設備、工程の設計等を担うことができる即戦力となる人材を育成する。

二 入学者選抜 教育目標に相応しい入学者を見出すため、推薦募集、一般募集、再

II 募集の入学者選抜を行う。
募集定員 二十名程度とする。また、選抜毎の募集人員は次のとおりとする。

推薦募集	二十名程度	機械系コース 十五名程度
	電子系コース	五名程度
一般募集	若干名（ただし、推薦募集の結果、入学許可予定者が二十名に満たない場合、その満たない人数を合わせて募集することができる。）	

III 推薦募集

- 一 出願資格 次のすべてを満たす者とする。
- 1 本専攻科が指定する山梨県内の高等学校又は山梨県立甲府工業高等学校を令和六年三月に卒業見込みの者
 - 2 高等学校学習指導要領（平成二十一年三月告示）の教科工業に関する科目のうち、「別表一」に示す科目を二十五単位以上修得見込みの者
 - 3 山梨県内の機械電子関連企業への就職を強く希望する者
 - 4 本専攻科の学習内容を理解し、学習意欲が高く、入学後も本専攻科の中心となつて活躍できる生徒として指定校の高等学校長が推薦する者又は甲府工業高等学校長が認める者
 - 5 推薦募集において入学許可予定者となつた場合は、入学を確約できる者
- 二 出願期間 令和五年九月二十五日（月）から十月二日（月）（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前九時から午後四時まで及び十月三日（火）の午前九時から正午まで
- 三 検査
- 1 検査方法 検査方法は次のとおりとする。
 - (一) 面接
 - (二) 実技検査 次の(1)から(3)のいずれかを選択して実施する。ただし「別表二」に示す技能検定等取得者は免除とする。
 - (1) 機械系実技検査（機械加工部品の測定）
 - (2) 電気系実技検査（電気工事）
 - (3) 電子系実技検査（電子回路の組立）
 - 2 検査期日 令和五年十月十三日（金）
- 四 選抜方法 調査書の記録、志願理由書、面接、実技検査、「別表二」に示す技能

検定等の取得の成績を総合判定し、選抜する。
五 入学許可予定者の発表 令和五年十月十九日（木）

IV 一般募集

- 一 出願資格
- 1 高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は令和六年三月卒業見込みの者で、次の条件をいずれも満たす者とする。
 - (一) 高等学校学習指導要領（平成二十一年三月告示）の教科工業に関する科目のうち、「別表一」に示す科目を二十五単位以上修得または修得見込みの者
 - (二) 山梨県内の機械電子関連企業への就職を強く希望する者
 - 2 大学等を卒業した者又は中途退学した者で、次の条件をいずれも満たす者とする。
 - (一) 1の(一)と同等であると甲府工業高等学校長が認めた者
 - (二) 山梨県内の機械電子関連企業への就職を強く希望する者
- 二 出願期間 令和六年一月九日（火）から同月十六日（火）（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前九時から午後四時まで及び同月十七日（水）の午前九時から正午まで
- 三 検査
- 1 検査方法 検査方法は次のとおりとする。
 - (一) 面接
 - (二) 実技検査 次の(1)から(3)のいずれかを選択して実施する。ただし「別表二」に示す技能検定等取得者は実技検査を免除とする。
 - (1) 機械系実技検査（機械加工部品の測定）
 - (2) 電気系実技検査（電気工事）
 - (3) 電子系実技検査（電子回路の組立）
 - (三) 筆記検査
 - 数学 「数学Ⅰ」
 - 教科工業に関する科目 「情報技術基礎」「機械工作」「機械設計」「電気基礎」「電子情報技術」「ハードウェア技術」
 - 2 検査期日 令和六年一月二十七日（土）
- 四 選抜方法 調査書の記録、面接、実技検査、筆記検査の成績を総合判定し、選抜する。
- 五 入学許可予定者の発表 令和六年二月二日（金）
- 六 追検査
- 1 対象者 新型コロナウイルス感染症等不慮のやむを得ない事情により、検査を

欠席した者

2 検査方法 三の「1 検査方法」に準ずる。

3 検査期日 令和六年一月二十九日(月)から二月十日(土)までの間で、甲府工業高等学校が別に定める。

4 入学許可予定者の発表 令和六年二月二十二日(木)。ただし、追検査受検者の全ての検査を終えた場合、令和六年二月二十二日(木)より前に発表を行うことがある。

V 再募集

一 実施及び募集人員 推薦募集及び一般募集の入学者選抜の結果、入学許可予定者が募集定員に満たない場合は、再募集を実施する。再募集の募集人員は、募集定員から推薦募集及び一般募集の入学許可予定者の数を減じた数をもとに、教育委員会が別に定める。

二 出願資格 一般募集に準ずる。

三 出願期間 令和六年二月二十六日(月)から二月二十九日(木)の午前九時から午後四時まで

四 検査

1 検査方法 一般募集に準ずる。

2 検査期日 令和六年三月二日(土)

五 選抜方法 一般募集に準ずる。

六 入学許可予定者の発表 令和六年三月七日(木)

VI 実施要項 詳細については、別に定める「令和六年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科創造工学科入学者選抜実施要項」による。

別表一

工業技術基礎	課題研究	実習	製図	工業数理基礎	情報技術基礎	材料技術基礎
生産システム技術	工業技術英語	工業管理技術	環境工学基礎	機械	機械	機械
機械設計	原動機	電子機械	電子機械応用	自動車工学	自動車整備	電気基礎
電気基礎	電気機器	電力技術	電子技術	電子回路	電子計測制御	通信技術
電子情報技術	プログラミング技術	ハードウェア技術	ソフトウェア技術	ソフトウェア技術	ソフトウェア技術	ソフトウェア技術

別表二

金属熱処理三級以上	機械加工三級以上	仕上げ(機械組立仕上げ作業)	三級
-----------	----------	----------------	----

以上 機械検査三級以上 機械保全三級以上 電子機器組立て三級以上 電気機器組立て三級以上 プリント配線板製造三級以上 貴金属装身具製作三級以上 第二種電気工事士以上

● 令和六年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科建築科入学者選抜の基本事項について 令和六年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科建築科入学者選抜の基本事項について、次のとおり定める。
令和五年六月一日

山梨県教育委員会

教育長 降 旗 友 宏

I 入学者選抜の基本的な考え方

一 教育目標 建築に関わる知識を体系的に学び、工学的技術を身につけ、建築文化について理解を深めることにより、価値ある生活環境の創出を目指し、地域社会で活躍できる人材を養成する。

二 入学者選抜 教育目標に相応しい入学者を見出すため、一次募集、二次募集、三次募集の入学者選抜を行う。

II 募集定員 三十名とする。また、選抜毎の募集人員は次のとおりとする。

一次募集	三十名
二次募集	一次募集選抜の結果、入学許可予定者が募集定員に満たない場合は、二次募集を実施する。二次募集の募集人員は、募集定員から一次募集の入学許可予定者の数を減じた数をもとに、教育委員会が別に定める。
三次募集	一次募集選抜及び二次募集選抜の結果、入学許可予定者が募集定員に満たない場合は、三次募集を実施する。三次募集の募集人員は、募集定員から一次募集及び二次募集の入学許可予定者の数を減じた数をもとに、教育委員会が別に定める。

III 一次募集

一 出願資格 次の条件のいずれかを満たす者とする。

1 高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は令

和六年三月卒業見込みの者

- 2 高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格試験）に合格した者
- 二 出願期間 令和五年九月十三日（水）から同月二十六日（火）（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前九時から午後四時まで及び同月二十七日（水）の午前九時から正午まで

三 検査

- 1 検査方法 書類審査及び面接（口頭試問を含む。）
- 2 検査期日 令和五年九月三十日（土）
- 四 選抜方法 書類審査及び面接の結果を総合判定し、選抜する。
- 五 入学許可予定者の発表 令和五年十月四日（水）
- 六 追検査

1 対象者 新型コロナウイルス感染症等不慮のやむを得ない事情により、検査を欠席した者

2 検査方法 三の「1 検査方法」に準ずる。

3 検査期日 令和五年十月一日（日）から十月十四日（土）までの間で、甲府工業高等学校が別に定める。

4 入学許可予定者の発表 令和五年十月十六日（月）。ただし、追検査受検者の全ての検査を終えた場合、令和五年十月十六日（月）より前に発表を行うことがある。

IV 二次募集

一 出願資格 一次募集に準ずる。

二 出願期間 令和五年十一月十五日（水）から同月二十八日（火）（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前九時から午後四時まで及び同月二十九日（水）の午前九時から正午まで

三 検査

1 検査方法 書類審査及び面接（口頭試問を含む。）

2 検査期日 令和五年十二月二日（土）

四 選抜方法 書類審査及び面接の結果を総合判定し、選抜する。

五 入学許可予定者の発表 令和五年十二月六日（水）

六 追検査

1 対象者 新型コロナウイルス感染症等不慮のやむを得ない事情により、検査を欠席した者

2 検査方法 三の「1 検査方法」に準ずる。

3 検査期日 令和五年十二月三日（日）から同月十六日（土）までの間で、甲府

工業高等学校が別に定める。

- 4 入学許可予定者の発表 令和五年十二月十八日（月）。ただし、追検査受検者の全ての検査を終えた場合、令和五年十二月十八日（月）より前に発表を行うことがある。

V 三次募集

一 出願資格 一次募集に準ずる。

二 出願期間 令和六年二月六日（火）から同月十九日（月）（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前九時から午後四時まで及び同月二十日（火）の午前九時から正午まで

三 検査

1 検査方法 書類審査及び面接（口頭試問を含む。）

2 検査期日 令和六年二月二十四日（土）

四 選抜方法 書類審査及び面接の結果を総合判定し、選抜する。

五 入学許可予定者の発表 令和六年二月二十八日（水）

六 追検査

1 対象者 新型コロナウイルス感染症等不慮のやむを得ない事情により、検査を欠席した者

2 検査方法 三の「1 検査方法」に準ずる。

3 検査期日 令和六年二月二十五日（日）から三月九日（土）までの間で、甲府工業高等学校が別に定める。

4 入学許可予定者の発表 令和六年三月十一日（月）。ただし、追検査受検者の全ての検査を終えた場合、令和六年三月十一日（月）より前に発表を行うことがある。

VI 実施要項 詳細については、別に定める「令和六年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科建築科入学者選抜実施要項」による。

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和五年六月一日

山梨県教育委員会

教育長 降 旗 友 宏

一 落札に係る役務の名称及び数量

(一) 名称 県立学校におけるICT支援員業務
数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

(一) 名称 山梨県教育庁総務課教育企画室

(二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日 令和五年三月二十七日

四 落札者の氏名又は名称及び住所

(一) 名称 株式会社エージェント

(二) 住所 東京都渋谷区宇田川町三十三番七号

五 落札金額 五千三百七十七万六千八百円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第二項の規定による公告を行った日 令和五年二月二十七日

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番